

⇨ 会社法における取締役会の位置づけ

Q : 会社法になってからは、取締役会を設けなくてよくなったと聞きました。取締役会とはどんな位置づけになったのですか？

A : 取締役会の設置は任意となりましたので、一定の場合以外は設置する必要がなくなりました。

【解説】

商法では、株式会社は、株主総会、取締役会、監査役を必ず設置しなければならないとされていましたが、会社法においては、株主総会と取締役以外の機関の設置は任意とされましたので、取締役会や監査役は必ずしも設置しなければならないというものではなくなりました。

ただし、会社が公開会社(株式の譲渡制限のない会社)である場合や監査役会設置会社である場合、委員会設置会社である場合には、取締役会の設置が強制となり、この場合には、その旨を登記簿に登記しなければならないとされています。

取締役会を設置しない場合には、株主の権限が非常に大きくなりますが、同族会社など株主と取締役が同じというような場合は、余分な手続きをすることなくスムーズな会社運営ができるというメリットがあります。

一方、取締役会を設置する場合には、監査役も設置しなければならないかもしれませんが、これについては、現行のままと変わりありませんので、機関設計もそのまま、機関相互の権限分担も今までどおりとすることができます。

